

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 大阪市 企業

乙 島根県安来市 個人

丙 米子市 個人

丁 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金433,156円を甲に支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金219,315円を乙に、67,573円を丙に、24,522円を丁に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年8月25日

(2) 事故発生場所

米子市河崎地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方甲使用の普通乗合自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、当該普通乗合自動車を運転していた和解の相手方乙並びに丙及び丁の子が負傷したものである。